

特定調達品目及び判断の基準等（案）（公共工事変更箇所抜粋）

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	

		塗料	下塗用塗料（重防食）
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
		園芸資材	バークたい肥
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
		道路照明	環境配慮型道路照明
		タイル	陶磁器質タイル
		建具	断熱サッシ・ドア
		製材等	製材
			集成材
			合板
			単板積層材
		フローリング	フローリング
		再生木質ボード	パーティクルボード
			繊維板
			木質系セメント板
		ビニル系床材	ビニル系床材
		断熱材	断熱材
		照明機器	照明制御システム
		変圧器	変圧器
		空調用機器	吸収冷温水機
			氷蓄熱式空調機器
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機

		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
		コンクリート用型枠	コンクリート用型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。 【配慮事項】 <u>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</u>

園芸資材	パークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たすこととし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N 比〕 35 以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g 以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P205〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K20〕（現物） 0.1%以上												
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ①製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。 <table><tr><td>ヒ素</td><td>0.005%</td></tr><tr><td>カドミウム</td><td>0.0005%</td></tr><tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr><tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr></table> ②その他の制限事項 ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。 イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ウ. 有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ. 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ. pH 8.5以下 カ. 水分 50%以下 キ. 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク. リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ケ. アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）	ヒ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%
ヒ素	0.005%													
カドミウム	0.0005%													
水銀	0.0002%													
ニッケル	0.03%													
クロム	0.05%													
鉛	0.01%													

備考）「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も当該肥料を含む。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 ④断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
-----	-----	--

備考）再生資源利用率における「原材料」とは、基材部分とする。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 <u>①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</u> <u>②成績係数が表 1 又は表 2 に示された区分の数値以上であること。</u>
-------	--------------------	---

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

表 1 JIS 適合機種

区 分	期間成績係数（APF）
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

1) 期間成績係数（APF）の算出方法は、日本工業規格 B 8627-1 による。

表 2 JIS 適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数（COP）
冷房能力が 28kW 以上 67 kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kW 以上	1.23 以上

1) ~~2~~ 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Gc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を1 kWhにつき 10,0509,760 kJ として1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を1 kWhにつき 10,0509,760 kJ として1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2) 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。

3) 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

<u>コンクリート用型枠</u>	<u>コンクリート用型枠</u>	<u>【判断の基準】</u> 合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合は、以下による。 <u>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で 50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</u> <u>別 表</u> <table><tr><td><u>再生材料の原料となるものの分類区分</u></td></tr><tr><td><u>再生プラスチック</u></td></tr><tr><td><u>古紙パルプ</u></td></tr></table> <u>【配慮事項】</u> <u>○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</u>	<u>再生材料の原料となるものの分類区分</u>	<u>再生プラスチック</u>	<u>古紙パルプ</u>
<u>再生材料の原料となるものの分類区分</u>					
<u>再生プラスチック</u>					
<u>古紙パルプ</u>					

備考） プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。